

“長寿医療制度”（後期高齢者医療制度）とは、75歳以上の方々の医療費を国民全体で支える仕組みです。

1 75歳以上の方を対象とした独立の医療制度とし、公費を重点的に投入（給付費の5割）

## 2 都道府県単位で運営

- ・ 国保では、市区町村によって保険料に最大5倍の格差がありましたが、長寿医療制度では、2倍に縮まります。

## 3 高齢者お一人おひとりが、公平に、保険料を負担

- ・ トータルで従来と同水準の1割です。これまでは、国保など加入する制度によってバラバラでしたが、これからは一本化し、同じ都道府県内で、同じ所得であれば、原則、同じ保険料となります。
- ・ 若い世代の方々の負担（給付費の4割）が重くなり過ぎないように、ご負担をお願いします。
- ・ サラリーマンなどとして働かれている家族が加入している医療保険の被扶養者であった方には、移行措置を講じます。

20年4月～9月は保険料負担を凍結、20年10月～21年3月は本来の保険料の1割負担

## 4 保険料は、原則として、年金からお支払いいただきます。

- ・ 高齢者の皆様に金融機関の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないためです。また、保険料徴収のための行政の無駄なコストを省くこともできます。

## 5 75歳以上と74歳以下で受けられる医療に違いはありません。

加えて、お一人おひとりに寄り添って、生活面も含め、丁寧に診ていく医療を提供します。

「高齢者担当医」が心と体の全体を診て、外来から入院先の紹介、在宅医療まで継続して関わる仕組みを導入します。

医師の訪問診療や訪問看護などの在宅医療を充実します。

# お一人おひとりにとって、何が変わるの？

## —“長寿医療制度”（後期高齢者医療制度）—

**ポイント1** 75歳以上の方お一人おひとりに、被保険者証を交付します。

これまでは加入する制度の被保険者証と老人医療受給者証の2枚必要でしたが、これからは被保険者証1枚で医療を受けられます。大切に使ってください。

**ポイント2** 国保と比べ、保険料は、平均的には、これまでよりも低くなります。

一番普及している算定方式によって全国平均の保険料と比較すると、基礎年金や平均的な厚生年金だけで暮らしておられる方は、負担が軽減されます。

- ・ 基礎年金(月額6.6万円)だけの単身 1人 1,000円/月 (←国保 2,800円/月)
- ・ 平均的な厚生年金(月額16.7万円)の単身・夫婦 夫 5,800円/月 (← " 7,700円/月)

国保の保険料の算定方式が長寿医療制度とは異なるなどの自治体において、負担が増える場合もあります。

**ポイント3** 医療機関に支払う窓口負担は、これまでと同様、原則1割負担（現役並みの所得がある方は、3割負担）

**ポイント4** ご自身の担当医を持つことが可能になります。

あくまでも、ご本人と医療機関が希望される場合です。  
特定の医師にしか診てもらえなくなるわけでもありません。

**ポイント5** 都道府県単位とし、安定的な運営が可能となります。

### <その他のポイント>

- 年金からの保険料のお支払いは、金融機関などで納めていただく手間をなくするため。行政の無駄なコストも省かれます。ご理解下さい。
- サラリーマンに扶養されている方の保険料は、4月～9月は0円、10月～来年3月は本来の保険料の1割負担(平均350円/月)となります。
- 制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」としました。

## 高齢者医療に関するQ & A

(問1) 高齢者のみを切り離し、差別する制度ではないか。

(答) 75歳以上の方を対象としているのは、

- 公費を重点的に投入し(医療給付費の半分)、若い世代の加入する医療保険から仕送りする(医療給付費の4割)ことで、必要な医療費を皆で支えるため。
- 高齢者担当医制度の導入や在宅医療の充実により、生活面も含め、丁寧に診ていく医療を提供するため。

(問2) 保険料が増えるのではないか。

(答)

- 若い世代の負担が重くなり過ぎないように、高齢者自身にもご負担をお願いするもの。
- 保険料は、これまでと同水準の給付費の1割。国民健康保険の保険料と全国平均で比較すると、基礎年金や平均的な厚生年金だけの方は、負担減。(個別のケースでは例外的に上がる場合あり)。

|                               |
|-------------------------------|
| ・基礎年金(月額6.6万円)だけの単身           |
| 1人 月額1,000円 (←国保 2,800円)      |
| ・平均的な厚生年金(月額16.7万円)だけの単身・夫婦   |
| 夫 月額5,800円 (←国保(単身) 7,700円/月) |

- 保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の方については、軽減措置。
- これまでの市町村を単位とする国民健康保険の保険料は、市町村による格差が大きい(5倍)。都道府県単位の長寿医療制度においては格差が縮小(2倍)。

(問3) 年金記録問題が解決していないのに、天引きはおかしい。

(答)

- 年金記録問題は、切実な問題であり、早く解決されるよう全力で取り組む。
- これは、①高齢者の方に「金融機関の窓口でお支払いいただく」等のお手間をおかけしない、②「口座振替手数料」など行政の余分なコストを省くため。

(問4) 保険証が届いていないが、これまでどおり医療は受けられるのか。

(答)

- 被保険者がご不在だった等により、保険証が被保険者のお手元に届いていない事例に対しては、お手元に確実に届くよう、厚生労働省が各自治体を指導したところです。
- また、保険証が届いていなくても、窓口負担が増えることのないような方策を医療機関に対してお願いしたところ。